

瀬谷区

自治会町内会 活動のてびき



自治会町内会活動のてびき

第1章 自治会町内会について

1	自治会町内会とは	03
2	役割	04
3	主な活動内容	05
4	横浜市・瀬谷区の自治会町内会組織の構成	06
	(ア) 瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会の役割	07
	(イ) 地区連合町内会の役割	07
5	加入促進	07
6	運営	08

第2章 行政機関等との連携について

1	自治会町内会活動関係	09
	① 自治会町内会現況届等の提出	09
	② 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金交付申請	09
	③ 自治会町内会の法人化(地縁による団体の認可)	10
	④ 自治会町内会館整備に関する補助金	10
	⑤ LED防犯灯の新設申請	11
	⑥ 地域防犯カメラ設置補助金の申請	11
	⑦ 公共掲示板・防犯灯の(道路)占用申請	11
2	各種委員の推薦	12
	① 民生委員・児童委員、主任児童委員の推薦	12
	② スポーツ推進委員の推薦	12
	③ 青少年指導員の推薦	13
	④ 環境事業推進委員の推薦	13
	⑤ 保健活動推進員の推薦	13
	⑥ 家庭防災員の推薦	14
	⑦ 明るい選挙推進協議会推進員の推薦	14
	⑧ 国勢調査 調査員の推薦	15
	⑨ 女性地域安全委員の推薦	15

3 募金・会費・加入募集	16
① 瀬谷区社会福祉協議会 賛助会費	16
② 瀬谷区社会福祉協議会 世帯会費	16
③ 共同募金・年末たすけあい募金	17
④ 日本赤十字社 会費募集	17
⑤ 瀬谷更生保護協会 会費	18
⑥ 瀬谷区防犯協会 会費	18
⑦ 瀬谷区スポーツ協会(旧瀬谷区体育協会) 会費	18
4 各戸配布・回覧等	19
(ア) 広報配送ルート	19
(イ) 区連会(連長会)資料等配送ルート	19
① 広報紙等の配布	19
② 主な回覧物	20
5 防災	22
① 「町の防災組織」活動支援事業	22
② 地域防災拠点	22
6 選挙	23
① 当日投票所の投票管理者、投票立会人及び従事者の推薦	23
② 選挙啓発ポスターの掲示	23
7 保険制度	24
① 横浜市市民活動保険	24
② ボランティア活動保険	24
③ ボランティア行事用保険	25

第3章 参考資料

・各種委員等の年度別推薦予定表	27
・自治会町内会 提出・依頼書類など月別予定表	28
・「地区支援チーム」のご紹介	30
・瀬谷区地域福祉保健計画	32
・顔の見える関係づくりで「暮らしやすいまちづくり」へ!	34



1

自治会町内会とは

地域に暮らしていると、防犯灯が消えかかり夜道が歩きにくかったり、カラスがごみ集積所を散乱させていたりなど、様々な場面に出会います。

誰もが、快適な環境の中で安定した生活をしたいと考えていますが、行政サービスが行き届かない部分は、住民同士で話し合い、協力して対応していかなくてはなりません。

また、日ごろから地域の協力により問題を解決する活動を通じて、連帯感が醸成され、地域の結びつきがより深まることで、地震などの大災害時には住民相互の助け合いに大いに役立つこととなります。このように、住みよい快適な環境を維持するため、自治会町内会の果たすべき役割は多岐にわたっています。

地域単独では解決することが困難な課題については、住民と行政が協働して取り組むことで、解決が可能となる場合があります。これまで、安全・安心なまちづくり、ごみの減量化などで、大きな成果をあげてきました。

自治会町内会は任意の団体であり、設立や加入は自由ですが、地域で共通する問題に取り組み、自らの生活環境を維持・向上させるための組織であることから、全ての地域で設立・組織され、多くの世帯に加入していただくことが望ましいといえます。



2

役割

大きく分けて3つの役割があります。

1 「事業活動・地域サービス」

防犯、防火・防災、交通安全問題など住民の安全・安心を守るための活動。資源集団回収や公園・地域の清掃、自治会町内会館の管理などの環境を維持する活動。高齢者訪問や給食サービスなど、地域の実情に応じたきめ細かい要望に対応した事業やサービスを提供すること。

2 「住民のつながりを強くする」

運動会、夏まつり・秋まつり、敬老会、文化・スポーツサークル活動などにより、地域住民相互の親睦を深め、住民相互の助け合いや連帯意識の土壌を育てていくこと。

3 「情報共有・合意形成・利害調整」

広報紙の配布、自治会町内会や各種団体からのお知らせの回覧、ポスター等の掲示による地域情報の共有化。地域に利害が生じる問題が起きた際に、意見調整や地域全体の合意形成、利害調整を図ること。



3

主な活動内容

1 環境美化活動

ごみ集積場所の管理や公園清掃などの環境美化の推進。

2 資源集団回収

ごみの減量化、リサイクルの普及に貢献するため、新聞・雑誌や缶・びんなどを共同で回収。

3 イベント等の開催

地域の親睦を図るため、運動会、まつり、文化祭、餅つき大会などの行事開催や、サークル活動への補助等。

4 行政からの依頼事項への対応

行政や各種団体からのお知らせやチラシの配布・回覧、各種募金の取りまとめ、委員（青少年指導員、スポーツ推進委員等）の推薦、イベントの周知等。

5 社会福祉活動

高齢者・障害児者への安心訪問、高齢者・子育てサロン、配食サービス等。

6 防災活動

災害に備えての防災資器材の購入や非常食の備蓄、防災訓練の実施、災害発生時対応計画の作成等。

7 見守りあい活動

ご近所同士の助け合いや災害発生時の安否確認や避難支援のため、挨拶・声かけや相談機関への連絡・相談。

8 防犯活動

安全・安心なまちを守るために、防犯パトロール活動や防犯灯の見守り等。

9 掲示板の維持管理

自治会町内会で所有する掲示板の維持管理や、掲示板を利用した広報活動の実施。

10 自治会町内会館の維持・管理

地域での集まりやサークル活動、葬儀等に使用する会館の維持・管理。

以上の活動は主なもので、自治会町内会の実情によって内容は異なります。

自治会町内会によっては、地域の代表である会長に、スクールゾーン対策協議会や地域防災拠点の委員などに就任していただいています。



4

横浜市・瀬谷区の自治会町内会組織の構成

横浜市町内会連合会 → 18区の区連合町内会長で構成

瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会 → 各地区の連合町内会長で構成

地区連合町内会 → 瀬谷区内に12の地区連合があります。

自治会町内会 → 瀬谷区内に156の自治会町内会があります。

(令和7年1月1日現在)

(ア) 瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会の役割

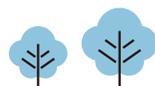
主に各地区連合町内会間の連絡調整、区全体での広域的活動の調整、行政機関との情報交換等、区内の自治会町内会全体に係わる活動を行っています。

(イ) 地区連合町内会の役割

地域活動では、自治会町内会の区域を越えた広域的な取り組みが必要になることも数多くあります。

地区連合町内会は、地区運動会、文化祭、防災訓練等、自治会町内会が単独で実施するには非効率的な広域的事業などを行っています。

地区連合町内会に加入すると、近隣の自治会町内会との情報交換や、活動を円滑にすすめるノウハウを教え合うなどとともに、広域的事業を効果的に行うことができるメリットもあります。



5

加入促進

自治会町内会への加入を促進するためには、次のような方法があります。

- ① 会報の発行を通して、活動の内容や成果をPRする。
- ② 加入促進のチラシやポスター等を作成し、広く呼びかける。
- ③ 高齢・単身者への配食サービス、子ども会の催しなどで、各家庭との接点を保ちながら、個別に勧誘する。
- ④ 新たに住宅やマンションが建設される場合は、建売業者や、管理会社と事前に話し合う。



6

運 営

1 仕事はみんなで

自治会町内会には様々な仕事があり、これを一部の人だけで行うことは大変困難です。役員全員での分担と共に、やってもらいたいことを細分化・明文化した上で「ちょこっとお手伝い」を会員に募ってみるなど、会員同士でも声を掛け合ってもらい、できる範囲での活動に参加してもらいましょう。

2 会計は明確に

会計は、会費や補助金等が主な財源となっています。会員にもわかりやすく、正確に記帳しておきましょう。

3 情報をオープンに、民主的運営を

自治会町内会の活動は、会員からの会費のほか、横浜市からの地域活動推進費、広報紙配布謝金、まちの防災組織活動費補助金などで賄われています。年間の事業計画や予算決算等自治会町内会の重要な意思決定をする場合は、総会を開催し、会員の合意を得ることが大切です。また、重要な意志決定の際は、情報を共有し、記録を残すために、会議の議事録の作成をお勧めします。広く情報を公開し、民主的な運営に努めましょう。

4 会報の発行

会費を納めていても、自治会町内会がどんな活動をしているかを知らない人もいます。会員全員に活動内容や実績を知ってもらうためには、会報の発行が有効です。また、掲示板を利用した広報活動も効果的です。

第 2 章

行政機関等との連携について



1

自治会町内会活動関係

1 自治会町内会現況届等の提出

各自治会町内会長の把握、加入世帯数（補助金や会費などに関係）、回覧・掲示板数の把握、回覧・チラシ等の送付先の確認などのため、年度当初に必ずご提出ください。なお、年度途中で自治会町内会長の変更、回覧物必要枚数（班数）の変更がありましたら、担当課までご連絡ください。

提出書類 自治会町内会現況届

担当課：地域振興課 地域活動係 電話 367-5691

2 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金交付申請

地域活動推進費及び地域防犯灯維持管理費の補助金交付申請書により、補助金を交付します。3月に区役所から送付される申請書類を基に担当課までご提出ください。なお、次年度に事業実績報告書と収支決算書をご提出いただきます。

《地域活動推進費》

自治会町内会の自主的な活動を支援するための補助金

- 交付金の積算 当該年度の活動費の1/3
ただし、加入世帯数 × 900 円が上限額
※加入世帯数は、自治会町内会現況届で確認

《地域防犯灯維持管理費》

夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るために、自治会町内会所有の防犯灯の維持管理に要する経費への補助金です。

- 交付金の積算 防犯灯数 × 2,200 円

担当課：地域振興課 地域活動係 電話 367-5691

3 自治会町内会の法人化（地縁による団体の認可）

不動産を保有又は保有を予定している自治会町内会が区に届け出て法人格を取得し、当該団体名義での不動産登記等を可能にする趣旨で、平成3年4月2日の地方自治法の改正により創設された制度です。

令和3年11月26日施行の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第11次地方分権一括法）による地方自治法の改正で、地域的な共同活動を円滑に行うため、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、法人格を取得することが可能になりました。

法人格取得後は、届出内容の変更を届け出る義務があります。

担当課：地域振興課 地域活動係 電話 367-5691

4 自治会町内会館整備に関する補助金

活動拠点である会館を整備する場合、経費の一部を補助する制度があります。会館建設を計画される場合は、補助内容、申請手続き等について、事前に担当課までご相談ください。補助申請を提出する予定の前年度に「補助申請受付予定団体の審査」を受ける必要があります。

補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事 （機器および器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は 各区役所地域振興課へご相談ください。

担当課：地域振興課 地域活動係 電話 367-5691

5 LED防犯灯の新設申請

横浜市では、多くの地域の方が通行する道路で周囲に明かりが無く、横浜市防犯灯設置基準（設置間隔は屋外照明からおおむね 25m以上など）を満たしている東電柱やN T T柱に、自治会町内会の申請に基づきLED防犯灯を設置しています。申請にあたっては、日常の見守り（故障の発見・連絡等）にご協力いただく自治会町内会が地域の要望を集約し、設置場所周辺にお住いの皆様の確認もいただいています。

申請方法などについては、下記担当にお問い合わせください。

担当課：地域振興課 地域活動係 電話 367-5699

6 地域防犯カメラ設置補助金の申請

地域における犯罪の防止を目的として、不審者の多発する道路等の公共空間の人等の動きを撮影・記録する防犯カメラを設置する際に、横浜市が購入補助する制度です。設置にあたっては、周辺住民の理解を得るとともに、個人のプライバシー侵害することが無いよう適正に管理運用してください。

申請方法などについては、下記担当にお問い合わせください。

担当課：地域振興課 地域活動係 電話 367-5699

7 公共掲示板・防犯灯の（道路）占用申請

区内の公道（国道を除く）に公共掲示板や防犯灯を設置する場合には、土木事務所に道路占用許可申請をしてください。

担当課：瀬谷土木事務所 電話 364-1105



2

各種委員の推薦

1 民生委員・児童委員、主任児童委員の推薦

民生委員・児童委員（主任児童委員含む）は、厚生労働大臣から委嘱される非常勤特別職の地方公務員です。担当の地区を受け持ち、住民の相談・援助や行政との連絡・協力等、地域福祉の推進役として、その活躍は多方面にわたります。

◎選出方法

自治会町内会長の皆様に推薦母体となる「地区推薦準備会」（主任児童委員は、地区連合町内会単位に「連合地区推薦準備会」）を設置し、推薦いただいています。その後、市や国へ推薦していきます。

◎任 期 3年

◎依頼時期 一斉改選 5月（3年ごと）

欠員補充・増員 7月・2月（毎年必要に応じて）

担当課：福祉保健課 運営企画係 電話 367-5710

2 スポーツ推進委員の推薦

スポーツ推進委員は、地域に根ざしたスポーツ・レクリエーションの企画、実施並びに普及活動等を行っています。

◎任 期 2年

◎依頼時期 11月（2年ごと）

◎推薦人数 原則として自治会町内会から1名

◎活動内容 世界トライアスロン横浜大会沿道警備（5月）、普通救命講習受講（6月）、さわやかスポーツ講習受講（6月）、横浜八景島トライアスロンフェスティバル沿道警備（9月）、瀬谷区スポーツフェスタ参画（10月）、横浜マラソン沿道警備（10月）、瀬谷ふるさとウォーク大会運営（11月）、瀬谷区マラソン大会沿道警備（1月）、地域の運動会・レクリエーション大会等の企画・運営（随時）

担当課：地域振興課 区民協働推進係 電話 367-5693

3 青少年指導員の推薦

青少年指導員は、地域における青少年育成をすすめるため、地域の青少年を対象としたレクリエーション行事等を開催し、青少年に体験活動の機会を提供するとともに、パトロールの実施等、青少年に望ましい社会環境を整える活動をしています。

- ◎任 期 2年
- ◎依頼時期 11月（2年ごと）
- ◎推薦人数 原則として自治会町内会から1名
- ◎活動内容 地区ごとのレクリエーション行事、「瀬谷かるた大会」、「瀬谷っ子探検隊」の開催等

担当課：地域振興課 区民協働推進係 電話 367-5695

4 環境事業推進委員の推薦

環境事業推進委員は、地域でのごみの減量・3R行動の推進・地域の美化や清潔保持などの活動を進めるために、様々な活動を行っています。

- ◎任 期 2年
- ◎依頼時期 11月（2年ごと）
- ◎推薦人数 原則として自治会町内会から1名
（地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます）
- ◎活動内容 ごみの減量・3R行動の推進・ごみ集積場所の清潔保持、環境施策への参加等

担当課：資源循環局 瀬谷事務所 電話 364-0561

5 保健活動推進員の推薦

保健活動推進員は、地域の健康づくりの推進役として、生活習慣病予防や健康診査・がん検診受診の呼びかけなど健康づくり活動を行っています。

- ◎任 期 2年
- ◎依頼時期 11月（2年ごと）

◎推薦人数 自治会町内会から 1 名とし、250 世帯を越えるごとに 1 名追加

◎活動内容 健康チェック・体力測定、ウォーキングなどをはじめ地域での健康づくりの支援、保健・衛生に関する情報の提供・普及啓発、健康講座の企画・実施など

担当課：福祉保健課 健康づくり係 電話 367-5744

6 家庭防災員の推薦

家庭防災員は、自助から始まり地域防災の担い手にもつながる研修で防火・救急・地震・風水害などの知識と技術を習得し、地域の自主活動等を通じて防災の輪を広げる活動を行っています。

◎任 期 規定なし

◎依頼時期 11 月（毎年）

◎推薦人数 自治会町内会から 1～2 名程度

◎研修内容 防火・救急研修・地震・風水害研修・災害図上訓練（DIG 研修）、スキルアップ研修

担当課：瀬谷消防署 総務・予防課 予防係 電話 362-0119

7 明るい選挙推進協議会推進員の推薦

明るい選挙推進協議会は、政治意識の向上、明るい選挙の実現、積極的な投票参加の推進を図るために様々な活動を行っています。

◎任 期 2 年

◎依頼時期 11 月（2 年ごと）

◎推薦人数 自治会町内会から 1 名以上

◎活動内容 各種選挙における街頭啓発活動等

担当課：総務課 統計選挙係 電話 367-5615

8 国勢調査 調査員の推薦

国勢調査は、10月1日を基準日に5年ごとに行われます。日本に居住するすべての人（外国人を含む）を対象に、世帯ごとに実施する大規模な調査のため、各自治会町内会に調査員の推薦をお願いしています。

◎任 期 調査を実施する年の9月1日～10月31日

◎依頼時期 3月（5年ごと）

◎推薦人数 各自治会町内会に応じた人数を依頼いたします。

◎活動内容 調査票の配布・回収・提出等

※その他、各種統計調査の実施にあたり、調査員の推薦をお願いする場合があります。

担当課：総務課 統計選挙係 電話 367-5615

9 女性地域安全委員の推薦

女性地域安全委員は、瀬谷警察署並びに防犯ボランティア団体や関係団体の委員と協力して積極的に地域の防犯活動を実施し、犯罪のない、明るく住みよい町づくりを推進しています。

◎任 期 2年

◎依頼時期 11月（2年ごと）

◎推薦人数 連合ごとに、原則として200世帯に1名

◎活動内容 防犯パトロールの実施及び街頭啓発活動等

担当課：瀬谷区防犯協会（瀬谷警察署内） 電話 366-2110



3

募金・会費・加入募集

金額等については、令和7年1月現在のもので、内容等が変更になる場合があります。

1 瀬谷区社会福祉協議会 賛助会費

瀬谷区社会福祉協議会（以下、瀬谷区社協という）は、「安心して暮らせるまちづくり」のために、住民が行う地域活動やボランティア活動を活発にし、地域の福祉課題を解決していくことを目的として活動しています。そのような中で、お住いの地区の社会福祉協議会活動や地域の福祉活動団体を支援するため、賛助会費のご協力をお願いしています。

自治会町内会単位で、1世帯あたり1口1,000円～の協力を任意でお願いしています。

◎依頼時期 6月

担当課：瀬谷区社会福祉協議会 電話 361-2117

2 瀬谷区社会福祉協議会 世帯会費

瀬谷区社協の活動を財源的に支えているのは、行政からの補助金や共同募金分配金などですが、活動を安定的に継続していくために、「世帯会費」という形で、地域ぐるみの応援をお願いしています。

自治会町内会単位で、1世帯あたり70円の協力をお願いしています。

◎依頼時期 6月

担当課：瀬谷区社会福祉協議会 電話 361-2117

3 共同募金・年末たすけあい募金

共同募金運動は、民間の社会福祉活動を支援する総合的な募金活動で、毎年 10 月から 12 月まで全国的に展開されます。区民の皆様から寄せられた募金は、民間社会福祉施設・団体や在宅福祉サービス団体及びボランティア団体への分配、瀬谷区社協の地域向け事業として活用されます。

年末たすけあい募金は、瀬谷区社協を通じて、区内の援助を必要とする方々や福祉団体・ボランティアグループに分配されます。

募金は強制ではありませんが、あらかじめ毎年募金目標額と配分計画を定めて寄付金を募集しており、1 世帯あたりの目安額（一般募金 270 円、年末たすけあい募金 55 円）を設けています。各自治会町内会の皆様には、募金の趣旨をご理解いただきご協力をお願いしています。

◎依頼時期 9 月

担当課：神奈川県共同募金会瀬谷区支会（瀬谷区社協内）電話 361-2117

4 日本赤十字社 会費募集

日本赤十字社は、災害救護・救急法の普及等の活動や趣旨に賛同する区民の皆様にご協力いただきたく制度をとっています。赤十字活動は、「協力会員」と呼ばれる皆様からの会費（1 世帯あたり目安額 200 円）及び寄付金により成り立っています。

各自治会町内会の皆様にご協力をお願いしています。

◎依頼時期 4 月

担当課：日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部瀬谷区
地区委員会（瀬谷区社協内）電話 361-2117

5 瀬谷更生保護協会 会費

更生保護協会は、地域から犯罪をなくし住み良い地域社会づくりを進めるため、保護司会への助成や「社会を明るくする運動」の実施、青少年の非行防止や対話集会などの地区啓発活動も実施しています。

各自治会町内会単位で会費(1世帯あたり15円)をお願いし、事業費に充てています。

◎依頼時期 6月

担当課：瀬谷更生保護協会（瀬谷区社協内） 電話 361-2117

6 瀬谷区防犯協会 会費

瀬谷区防犯協会は、区民が安全で安心して暮らせるまちづくりと区民の防犯意識を高めるため、防犯キャンペーンや防犯パトロールなどの活動を進めています。

自治会町内会長には、同協会の会員になっていただいています。各自治会町内会単位で会費をお願いし、事業費に充てています。

◎依頼時期 6月

担当課：瀬谷区防犯協会（瀬谷警察署内） 電話 366-2110

7 瀬谷区スポーツ協会（旧瀬谷区体育協会）会費

瀬谷区スポーツ協会は、スポーツ・レクリエーション活動の普及と区民のスポーツ振興のため、各種スポーツ協会や自治会町内会、スポーツ推進委員連絡協議会等で組織し、スポーツ大会や教室を開催しています。各自治会町内会単位で、会費（1世帯あたり50円）をお願いしています。

◎依頼時期 6月

担当課：瀬谷区スポーツ協会事務局（瀬谷スポーツセンター内）
電話 300-3047



4

各戸配布・回覧等

各自治会町内会あてに、次の2種類の配送方法でお届けしています。

(ア) 広報配送ルート

毎月月末までに指定された配送先へ、配送業者が広報紙等をお届けしています。

担当課：区政推進課 広報相談係 電話 367-5636

(イ) 区連会（連長会）資料等配送ルート

毎月18日頃に開催される、瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会定例会（区連会（連長会））での資料や回覧物等を、指定された配送先へ配送業者がお届けします。（8・12月は休会）

担当課：地域振興課 地域活動係 電話 367-5691

※ 各自治会町内会からお申し出いただいた配送先（自治会町内会現況届に記載）へ必要部数をお届けします。上記（ア）（イ）はそれぞれ別に指定することができます。

前月までにご連絡いただければ、該当月に配送先や部数を変更することができます。

1 広報紙等の配布

横浜市では、区民の皆様のご協力のもとに、より良い市政情報の提供に努めています。「広報よこはま」は、原則毎月11日以降の行事を掲載しておりますので、毎月1～10日までに各世帯にお配りくださいますようお願いします。

◆「広報よこはま」

- ・配 布 毎月 1 回
- ・謝 金 9 円（1 部あたり）

発行（区版）：区政推進課 広報相談係 電話 367-5636

発行（市版）：政策経営局 広報・プロモーション戦略課 電話 671-2332

◆「県のたより」

- ・配 布 毎月 1 回
- ・謝 金 8 円（1 部あたり）

発行：神奈川県政策局知事室 電話 210-1111

◆「ヨコハマ議会だより」

- ・配布回数 5・8・12・2月 ※発行月が変更する場合あり
- ・謝 金 4 円（1 部あたり）

発行：議会局 秘書広報課 電話 671-3040

※広報よこはま、県のたより及びヨコハマ議会だよりの配布謝金は、年 2 回お支払いします。

◆「ほのぼのせや」

- ・配布時期 9・2月
- ・配布方法 全戸配布

担当：瀬谷区社会福祉協議会 電話 361-2117

2 主な回覧物

◆「県民のまもり」

- ・内 容 県警広報紙
- ・依頼時期 年 2 回

担当：瀬谷警察署 電話 366-0110

◆「防犯かながわ」

- ・内 容 県防犯協会広報紙
- ・依頼時期 3 月

担当：瀬谷区防犯協会（瀬谷警察署内） 電話 366-2110

◆保護司会 会報「せや」

- ・内 容 保護司会の活動状況報告等
- ・依頼時期 3月

担当：瀬谷保護司会（瀬谷区社協内） 電話 361-2117

◆共同募金広報紙「瀬谷区だより」

- ・内 容 募金の主な配付先の紹介、活動状況報告等
- ・依頼時期 7月

担当：共同募金会瀬谷区支会（瀬谷区社協内） 電話 361-2117

◆「年末年始のごみ収集のお知らせ」

- ・内 容 収集の日程、粗大ごみ受付休業期間の情報提供
- ・依頼時期 11月

担当：資源循環局 瀬谷事務所 電話 364-0561

上記以外にも各種回覧やポスターの掲出の依頼がありますので、ご協力よろしく申し上げます。



5

防 災

1 「町の防災組織」活動支援事業

「町の防災組織」は、いつ起こるか分からない地震や風水害、火災などの災害に備え、地域ぐるみで被害を予防・防止・軽減することを目的として、自治会町内会等を単位に、自主的に設置・運営されている団体です。実施する自主防災活動に対して、1世帯あたり160円の補助金を交付しています。

補助金交付申請書、請求書及び前年度の活動実績報告書を瀬谷区総務課へご提出ください。

◎提出期間 4月1日～6月30日

担当：総務課 地域防災担当 電話 367-5611

2 地域防災拠点

横浜市では、家屋の倒壊などにより自宅に居住することができなくなった地域住民の避難所として、身近な小中学校等を「地域防災拠点」として指定しています。

地域防災拠点は、在宅被災生活者も含めた情報受伝達や救援物資等の集配、防災資機材等の備蓄などの機能を備えており、地域の力で運営していただけるよう、拠点ごとに地域・学校・区役所で構成された地域防災拠点運営委員会が設置されています。

自治会町内会長の多くは、各地区の代表として運営委員会のメンバーになっていただいています。

担当：総務課 地域防災担当 電話 367-5611



6

選挙

1 当日投票所の投票管理者、投票立会人及び従事者の推薦

当日投票所の投票管理者1名、投票立会人2名の推薦を、地区連合町内会長を通じてお願いしています。併せて、投票所従事者について、投票所に応じた人数の推薦もお願いしています。

◎依頼時期 各種選挙時

担当：総務課 統計選挙係 電話 367-5615

2 選挙啓発ポスターの掲示

選挙時において、自治会町内会の掲示板に選挙啓発ポスターの掲示をお願いしています。

◎依頼時期 各種選挙時

担当：総務課 統計選挙係 電話 367-5615



7

保険制度

1 横浜市市民活動保険（無料）

安心して市民の方が、自治会・町内会活動等（おもに役員など運営側）や、地域の防犯・防災活動などを行えるように、横浜市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と保険契約をして運営しています。市民の皆さんは、事前の加入や登録の手続きは必要ありません。

事故が起きてしまった場合は、日頃の活動内容や事故状況等を書面でご報告いただき、活動や事故が市民活動保険の要件を満たしているかを、市と保険会社が審査します。

担当：総務課 庶務係 電話 367-5611

2 ボランティア活動保険（有料）

ボランティア個人またはボランティアグループなどの活動中の事故の際の傷害や賠償責任を補償する保険です。

社会福祉協議会と関係のあるボランティア活動を対象とした保険であるため、学校の授業など自発的な意志による活動ではないもの、また、自治会・PTA・老人クラブの行う組織運営や親睦のための活動は対象となりません。詳しくは、担当までお問い合わせください。

補償期間は、加入申込み手続きが完了した日の翌日午前0時～翌年3月31日午後12時までとなります。

担当：瀬谷区社会福祉協議会 電話 361-2117

3 ボランティア行事用保険（有料）

個人ではなくボランティア行事にかかる保険で、地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事が対象となります。

主催者を含む行事参加者が補償対象です。行事を開催する前に加入手続きが必要になります。ただし、保険対象とならないケースもありますので、担当までお問い合わせください。

担当：瀬谷区社会福祉協議会 電話 361-2117

MEMO

A series of ten horizontal dashed lines for writing.



第 3 章 参 考 資 料

各種委員等の年度別推薦予定表

件 名	ページ	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
民生委員・児童委員	12	5月 依頼			5月 依頼			5月 依頼
スポーツ推進委員	12		11月 依頼		11月 依頼		11月 依頼	
青少年指導員	13	11月 依頼		11月 依頼		11月 依頼		11月 依頼
環境事業推進委員	13		11月 依頼		11月 依頼		11月 依頼	
保健活動推進員	13		11月 依頼		11月 依頼		11月 依頼	
家庭防災員	14	11月 依頼	11月 依頼	11月 依頼	11月 依頼	11月 依頼	11月 依頼	11月 依頼
明るい選挙推進 協議会推進員	14		11月 依頼		11月 依頼		11月 依頼	
国勢調査調査員	15					3月 依頼		
女性地域安全委員	15	11月 依頼		11月 依頼		11月 依頼		11月 依頼
投票管理者・投票 立会人及び従事者	23							

※年度は4月から翌年3月までの期間です。

自治会町内会 提出・依頼書類など月別予定表

件名	ページ	4月	5月	6月
自治会町内会現況届等提出	9	提出		
地域活動推進費補助金・ 地域防犯灯維持管理費補助金	9	前年度報告・ 現年度申請提出		
自治会町内会の法人化 届出事項の変更届	10	随時受付		
自治会町内会館整備費補助 ※次年度建設計画の申請	10			依頼
LED防犯灯の新設申請	11	受付		
掲示板・防犯灯の道路占用許可	11	随時受付		
区社協世帯賛助会費	16			依頼
区社協世帯会費	16			依頼
共同募金・年末たすけあい募金	17			
日本赤十字社 会費募集	17	依頼		
更生保護協会 会費	18			依頼
防犯協会 会費	18			依頼
「町の防災組織」活動費補助金	22	前年度報告・ 現年度申請提出		
スポーツ協会 会費	18			依頼

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
								依頼
補助金決定・請求・交付								依頼
随時受付								
提出								決定
				設置工事				
随時受付								
		依頼						
		補助金決定・請求・交付						依頼

地域の活動をサポートします 「地区支援チーム」のご紹介

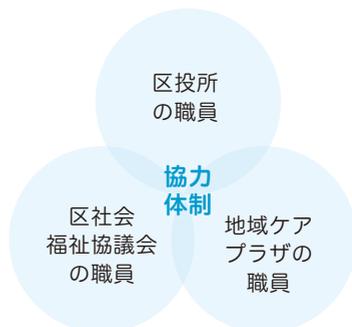
▶ 地区支援チームとは？

みなさんが地域で活動するとき、困ったことや分からないことを気軽にご相談いただけるサポート隊として設置されたのが「地区支援チーム」です。瀬谷区全体では12の地区ごとに地区支援チームを編成しています。

地区支援チームの構成

▶ どんな人たち？

区役所の職員、区社会福祉協議会の職員、地域ケアプラザの職員で構成されています。



▶ どんなことをやるの？

- ・地域と行政をつなぐ窓口となります。
- ・地域の課題を解決するための支援をします。

具体的にはこんなことをやっています

- 地域の活動に参加したり企画や運営をお手伝いしています。
- 窓口やお電話で、お気軽にご相談いただいています。チームメンバーの担当部署以外のご質問でも、後日確認した上でお答えします。
- 地域の会議におじゃまして、地域の活動に役立つ情報を提供しています。

例えば、 こんなお悩み・ご要望をお伝えください

- 地域活動に利用するための、地域の高齢化状況など、公共性の高いデータを提供してほしい。
- 地域活動で利用できる補助金の制度について知りたい。
- 地域活動の担い手が少なく、一人の負担が大きすぎるので、協力者を増やすためのアイデアがほしい。
- 「福祉と防災」など、複数の分野にまたがる地域の複雑な課題を、どこに相談してよいか分からない。



どんな小さなことでも、
地区支援チームにご遠慮なくご相談ください！

担当：地域振興課 地域力推進担当 電話：367-5789

瀬谷区地域福祉保健計画

(サブタイトル：暮らしやすいまちづくりの計画)

地域福祉保健計画は、社会福祉法に基づき市町村が策定する計画です。

区民・団体・事業者・公的機関（区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等）が、福祉や保健などの地域の身近な生活課題について協働で取り組み、身近な地域の支え合いを進め、「暮らしやすいまちづくり」を目指す計画です。

1 計画の対象者

瀬谷区に生活している「すべての人」が対象です。

2 計画の期間

平成18年度から始まった5年ごとの計画です。

3 計画の構成

12地区連合自治会町内会エリアごとの「地区別計画」と、区全体で共通する課題に取り組む「全域計画」で構成されています。

地区別計画は、地域の皆さんが地区ごとに策定し、推進する計画です。福祉保健分野に限らず、「暮らしやすいまちづくり」を進めるために地域で取り組む活動を広く盛り込んでいます。全域計画は、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが中心となって、区民と協働で取り組む計画です。

4 第4期計画（令和3年4月から令和8年3月まで）

第5期計画（令和8年4月から令和13年3月まで）

地区別計画と全域計画が相互に連携・協働して取組を進めることができるよう、基本理念と基本目標を共有して進めています。

基本理念

みんなで作る みんなのしあわせ

基本目標

- 基本目標Ⅰ “おたがいさま”で支え合う地域づくり
- 基本目標Ⅱ 健康でいきいきと暮らせる地域づくり
- 基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる地域づくり

取組の全体像

様々な取組

ボランティア活動

あいさつ 防災訓練 防犯パトロール
こども食堂 ウォーキング 見守り活動 防災グッズ配布
食事会 サロン レクリエーション大会 お祭り
配食サービス 運動会 文化、スポーツ活動
登下校の見守り

取組から生まれる様々な効果

交流 健康づくり 相互理解
見守り合い 顔の見える関係づくり 地域への愛着
助け合い・支え合い 問題の早期発見 参加者の広がり

困りごとの解決へ

介護者の負担軽減 孤独死の予防
健康でいきいき 虐待の防止 子育て不安の軽減
自殺の防止 災害時の助け合い 生活困窮者の支援

計画が目指すもの

「暮らしやすいまちづくり」へ！

担当：福祉保健課 運営企画係 電話 367-5743
瀬谷区社会福祉協議会 電話 361-2117

顔の見える関係づくりで 「暮らしやすいまちづくり」へ！

1 取組の考え方

瀬谷区では、日頃から隣近所でお互いに見守り・支え合う「顔の見える関係づくり」の取組を進めています。日頃から顔を合わせ、あいさつを交わし合うことなどの取組は、地域コミュニティづくりへの第一歩です。この取組は、大きな災害が起こった際の地域での助け合い（安否確認や避難支援等共助の取組）にもつながります。共助の地域組織である自治会町内会には、この取組の主体として大きな期待が寄せられています。

2 具体的な取組内容

地域（自治会町内会）に期待される役割

日常の見守り	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ、声かけなどを通じた隣近所での顔の見える関係づくり ○隣近所での緩やかな見守り合い ○いつもと様子が違う等必要に応じた関係機関（民生委員・児童委員、行政、学校、施設等）へのつなぎ（連絡、相談）
日常の防災	<ul style="list-style-type: none"> ○避難ルート、いっとき避難場所の指定など避難プランの検討 ○まちの危険情報や利用可能な資源の把握 ○災害時の安否確認や情報伝達、助け合い等への意識づけ ○防災訓練の実施
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災拠点の運営 ○災害時に支援が必要な人に対する助け合いの実施（避難所への避難支援、生活の支援等） ○把握した情報（安否確認や避難状況等）について行政に情報を提供

日々の取組を進めるにあたってポイントをまとめたリーフレットをご希望の方は、下記へお問い合わせください。

担当：福祉保健課 運営企画係 電話 367-5743

瀬谷区 自治会町内会 活動のてびき

令和7年3月発行

瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会
(事務局)瀬谷区地域振興課内

〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190
電話 367-5691 FAX 367-4423
eメール se-kurenkai@city.yokohama.lg.jp
HP <https://seya-kurenkai.jp>
※様式等がダウンロードできます

